

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至愛協会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事ならびに評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会および評議員会ならびに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び評議員ならびに評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会ならびに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表による1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会ならびに評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事及び評議員が理事会及び評議員会ならびに評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、3,000円を超える場合には、その実費を支給する。

4 顧問理事等に対し、日々の運営に関する助言や相談役を委託する場合には、業務委託契約を結び、契約内容に応じた報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会・評議員会に出席したときは、別表による1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会・評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、3,000円を超える場合には、その実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別の定める「社会福祉法人至愛協会旅費規程」により実費を支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(付 則)

第9条 役員等の報酬の支給について、特別の事情により本規定により難しいときは、理事長が状況を勘案して、その都度これを定める。

第10条 この規程は、1995年4月1日より適用する

2018年4月1日 一部改訂

別 表 (日 額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
監事監査出席報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
理事長業務報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
理事・評議員業務報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
監事業務報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
評議員選任・解任委員業務報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円
評議員業務報酬等	10,000円	(3,000円～)10,000円